

トラック あいち

第598号

2026 (令和8)

1



「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人
愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは
ユーザー名/
パスワード/ です。

※有効期限：令和8年2月28日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

CONTENTS

2026年1月
第598号

◆ 年頭のごあいさつ	1
青木 均 会 長	
大村秀章 愛 知 県 知 事	
中村広樹 中 部 運 輸 局 長	
奥田章夫 愛 知 運 輸 支 局 長	
小林洋子 愛 知 労 働 局 長	
佐藤隆司 愛 知 県 警 察 本 部 長	
寺岡洋一 全 ト 協 会 長	
◆ 第8回 常任理事会	
第4回 理事会	21
◆ 新入会員	25
◆ 会員事業者名称等変更	26
◆ 第33期	
物流大学校講座 修了式	28
◆ 物流大学校講座のあゆみ	29
◆ 愛ト協	
第14回 省エネ走行競技会開催	30
◆ 中部タンクトラック部会	
潮見町清掃活動	31
◆ 支部だより	31
◆ 2025年度Gマーク	
愛知県内で485事業所が認定	32
◆ 令和7年度 第3回	
適正化事業フォローアップ研修会	
新規許可事業者研修会	33
◆ 適正化事業部からのお知らせ	
愛知県貨物自動車運送適正化事業	
実施機関 巡回指導実施状況について	
	34
◆ 令和7年度	
運行管理者等指導講習 開催案内	
一般講習・基礎講習	35
◆ 運行管理者試験対策講座	
開催のご案内	35
◆ 交通死亡事故発生状況	
(12月31日現在暫定数)	36
◆ 一般貨物自動車の	
増減車動向について	37
◆ 軽油価格調査	38
◆ 支部行事	39
◆ 委員会・部会活動状況	40
◆ 青年部会	41
◆ 女性部会	42

愛ト協ホームページにてご覧ください。
https://ssl.aitokyo.jp/member/truck_aichi/



頌
春



年頭所感

一般社団法人愛知県トラック協会
会長 青木 均

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、平素より当協会の運営に対し、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、国内外において、多様な課題に直面する一年となりました。ウクライナや中東での緊張は依然として続き、エネルギー供給の不安定化が世界経済へ波及するなど、地政学的リスクの高まりが顕著となりました。加えて、米国におけるトランプ大統領の関税政策を背景とした保護主義的な通商姿勢の再強化は、国際貿易の停滞とコスト増加を招き、中国周辺を含む地域情勢の緊迫化は、サプライチェーンにも大きな影響を及ぼすなど、複合的に不確実性を高める要因になっています。

世界的な高金利環境や各国の政策動向が市場を揺さぶる中、我が国においても物価上昇や為替変動が企業活動を左右する状況が継続した一年でした。トラック運送業界は特にその影響を強く受けており、燃料価格は高水準で推移し、車両やタイヤ等の資機材価格、さらには人件費上昇が重なり、多くの中小事業者の経営を圧迫する構造が続いております。

こうした中、我が国では史上初となる女性総理大臣が誕生し、政治・経済・社会の各分

野で新たな方向性が示される転換点を迎えました。新内閣が掲げた労働政策や税制改正、GX・DXの推進は、物流分野へも大きな波及が見込まれます。なかでも、半世紀以上にわたり暫定的措置として継続してきた軽油引取税の「当面の間税率」について、廃止に向けた方針が示されたことは、長年要望を続けてきた我々にとって、極めて大きな一歩となりました。

一方、物流の現場では、ドライバーの時間外労働の上限規制が施行されて1年が経過し、荷待ち・荷役時間削減や取引構造の見直しなど、各社が様々な局面で知恵を絞り、まさに働き方改革と物流の持続可能性の両立が強く求められた一年となりました。昨年6月には、事業許可の5年ごとの更新制導入、適正原価を下回る運賃の制限、多重下請構造の是正、白ナンバートラック規制強化などを柱とした「トラック適正化二法」が公布されました。

また、昨年成立し段階的に施行されている改正物流効率化法に加え、本年1月からは、従来の下請法を改正した「中小受託取引適正化法（いわゆる取適法）」が施行されます。同法では、これまで対象外であった特定運送委託（物流委託）が対象取引に追加され、運送委託を含む取引における優越的地位の濫用や、一方的な代金の据え置き等の不適切な取引慣行の是正が図られます。これにより、サプライチェーン全体において、適正な協議を

通じた価格決定や価格転嫁に向けた環境整備が進むことが期待されており、適正取引推進の観点から重要な局面を迎えていきます。

これら一連の動きは、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的・社会的地位の向上に直結し、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上にとって、極めて大きな追い風です。我々はこの風を確実に捉え、着実に前進していかなければなりません。

さて、2026年の当協会の事業活動においては、会員企業の経営基盤を支えるべく、物流DXにより事業変革を後押しするとともに、持続可能な経営を実現するための助成事業を積極的に推進してまいります。また、働き方改革の定着に向けて労働環境の改善を進め、適切な賃金の確保と業界の質向上を目的とした「トラック適正化二法」についても、必要な情報を周知展開してまいります。

一方、交通安全対策については、県内で多発する交通事故を撲滅するため、次期「事業用自動車総合安全プラン」に向けて、関係行政と一体となって飲酒運転の根絶や事故抑止活動の推進、安全教育支援、先進機器の導入助成、さらには各種交通安全講習会の適宜実施により、地域の模範となるプロドライバーの意識醸成に努めます。

適正化事業においては、業界の健全化を最重要課題とし、違法な白トラ対策や荷主・元請への働きかけを強化します。悪質事業者等の排除を徹底する一方、改善が必要な事業者や新規許可事業者へのフォローアップ体制をより充実させてまいります。

また、物流を『くらしと経済のライフライ

ン』として守り抜くため、「当面の間税率」廃止方針に伴う重要課題として、運輸事業振興助成交付金制度の堅持と安定運用、物価高騰支援対策等に注力しなければなりません。これら諸課題の解決に向け、自由民主党愛知県議員団運輸振興議員連盟をはじめとする関係各位と連携し、意見交換や要望活動を一層強化してまいります。

人材確保対策事業としては、就職面談会やハローワークと提携した地域密着型あるいは企業主催の就職イベント、高校向け進路ガイダンス等を通じ、幅広い層へ働きかけを行ってまいります。また、特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入・定着支援についても、関係機関と連携し実効性ある対応を進めてまいります。また、「トラックFes」を県内各地で開催し、業界の役割や魅力を多世代に向けてPRしてまいります。

中部トラック総合研修センターでは、輸送の安全を支える人材育成を強化するため、職種や経験に応じたカリキュラムの提供に加え、外国人ドライバーへの教育や適性診断にも柔軟に対応し、物流の安全管理に精通した人材を育成する資格認定講座や運行管理者指導講習等の更なる充実を図ってまいります。

災害対策事業においては、大規模災害の発生に備え、自治体からの緊急物資輸送依頼に確実な対応ができるよう、行政や関係団体と訓練や調整を重ねるとともに、ソフト・ハード両面において必要な設備投資と既存BCPの実効性向上を図ってまいります。

結びに、皆様のご多幸とご健勝を祈念するとともに、トラック運送業界への更なるご理解とご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新春を迎えて

愛知県知事

大村秀章

あけましておめでとうございます。
新たな年が、県民の皆様にとりまして素晴らしい1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

昨年7月、ついに、世界トップレベルのグローバルアリーナ「IGアリーナ」がグランドオープンを迎えました。

また、昨年は、「ジブリパーク」が開園から3年を、「STATION Ai」がグランドオープンから1周年を迎えたほか、テクノロジーの祭典「TechGALA Japan 2025」、愛知万博20周年記念事業「愛・地球博20祭」、3年に1度の国際芸術祭「あいち2025」を開催するなど、国内外から多くの人が愛知を訪れ、賑わいと笑顔に溢れた1年となりました。

「ジブリパーク」や「STATION Ai」を始め、これまで積み上げてきた愛知の力と、「IGアリーナ」など新たに加わった力を原動力として、世界と大交流しながらダイバーシティを生み出し、愛知の更なる飛躍に繋げてまいります。

さて、今年は、9月にアジア最大の平和とスポーツの祭典「第20回アジア競技大会」が、10月にはアジア最大の障がい者の国際総合スポーツ大会「第5回アジアパラ競技大会」が、いよいよ開幕を迎えます。

両大会は、アジア各国・地域との交流を深めるとともに、愛知・名古屋の魅力を世界に発信する絶好の機会でもあります。

県民の皆様と一緒に、両大会を大いに盛り

上げ、愛知を更に元気にしてまいりたいと思いますので、一層のご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

2027年の「アジア開発銀行年次総会」、2028年の「技能五輪国際大会」など、今後も、愛知を元気にし、日本を元気にするビッグプロジェクトが目白押しです。

目まぐるしく変化する世界の情勢に的確に対応しながら、これらのプロジェクトを着実に進め、日本の成長を牽引してまいります。

もちろん、こうした取組とあわせ、喫緊の課題である人口減少・少子化対策を始め、社会基盤整備や農林水産業の振興、教育、女性の活躍、医療・福祉、感染症対策、環境、雇用、多文化共生、防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民の皆様の生活と社会福祉の向上、次代の愛知を担う「人づくり」にも全力を注いでまいります。

引き続き、「日本一元気なあいち」、県民の皆様すべてが豊かさを実感できる「日本一住みやすい愛知」、すべての人が輝き、未来へ輝く「進化する愛知」の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

2026年元旦



年頭の辞

中部運輸局長

中 村 広 樹

令和8年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より交通・観光関連事業に従事される皆様には、安全かつ安定したサービスの提供に一層のご尽力を賜り、心より深謝申し上げます。また、本稿をご覧いただいている皆様には、運輸・観光行政への格別のご理解とご協力を頂戴し、厚く御礼申し上げます。本年も引き続き、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、防災・減災への取組です。昨年6月に改正災害対策基本法が公布・施行され、能登半島地震の教訓を踏まえ、国による地方公共団体への支援体制が強化されました。中部運輸局では、旅客・貨物輸送の管理や関係機関との調整に精通した民間人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として登録し、災害時に非常勤国家公務員として活動いただく仕組みを整備いたしました。本年は、予備隊員の拡充と訓練の充実をさらに進め、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、関係事業者・地方公共団体と連携した実践的な訓練の積み重ねにより、迅速・的確な対応体制の構築に努めてまいります。安全・安心な輸送の確保は地域社会の基盤であり、災害に強い交通ネットワークの実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、安全の確保です。昨年は「事業用自動車総合安全プラン」に基づく運行・整備管理の徹底、街頭検査による不正改造車両の取

締強化、整備事業者への指導監督による整備品質の向上に取り組みました。北海道知床の痛ましい遊覧船事故の教訓を胸に、旅客船の総合的な安全・安心対策を迅速かつ着実に進め、監査や設備強化を継続することで、同様の事故を二度と起こさないという強い決意のもと、実効性ある施策を積み重ねてまいりました。令和8年は、これらの取組をさらに深化させる年です。自動車分野では、人材不足、検査の高度化・DX化といった構造課題への対応を加速し、輸送の安全と効率の両立を図ります。海事分野においても、事業者の安全管理体制の強化を引き続き支援し、利用者の皆様が安心して旅客船を利用できる環境の確保に向け、監査・設備面の安全施策を着実に推進してまいります。交通・輸送の安全は社会の信頼を支える基盤であり、地域の持続的な発展に不可欠です。技術革新と人材育成を通じて安全文化をさらに根付かせ、未来にわたって安心・安全な輸送サービスを提供できるよう、業界の皆様とともに全力を尽くします。

観光につきましては、昨年9月、中部地域で初となる国内最大級の旅の総合イベント「ツーリズム EXPO ジャパン 2025 愛知・中部北陸」が開催され、海外82の国・地域、1350の企業・団体が出展、来場者は目標10万人を大きく上回る12万7千人超を記録し、中部地域を世界に向けて力強く発信する4日間となりました。中部広域九県が共同で出展するなど、広域連携の重要性が改めて認識されたことは大きな成果です。現在、政府にお

いて第五次観光立国推進基本計画の策定が議論されており、回復・拡大するインバウンドの持続可能な発展に向け、地方部への誘客、DMO体制強化、観光地・観光産業の強靭化、消費拡大、受入れと住民生活の質の両立、観光と交通・まちづくりの連携強化などが示される見込みです。中部運輸局として、新計画に沿って地域をしっかり支援し、来訪者・住民双方にとって魅力と利便性の高い観光環境の形成に努めてまいります。

地域交通については、厳しさを増す環境の下、国土交通省が定める「交通空白解消・集中対策期間」（令和7～9年度）の初年度に、全国約2500地区の交通空白解消に向けた取組を本格化しました。中部運輸局においても、私をはじめ幹部が自治体首長を訪問し、現場の声に耳を傾けつつ、伴走支援や関係業界との橋渡しを進めてまいりました。こうした取組を通じ、地域交通が「地方創生の基盤」であることを改めて実感し、持続可能な仕組みづくりに向けた決意を新たにしております。本年は集中対策期間の2年目として、交通空白の解消に目途を付けるべく、地域の実情に応じたデマンド交通や公共ライドシェアの導入、複数自治体・事業者による共同化・協業化を加速し、地域交通の「リ・デザイン」を全面展開します。さらに、9月には愛知・名古屋でアジア・アジアパラ競技大会という大規模イベントが開催されます。大会の成功に向け、安全・円滑な輸送の確保は不可欠であり、交通事業者の担い手不足という課題を踏まえつつ、組織委員会や関係機関と緊密に連携し、生活交通への影響を最小限に抑えながら、万全の輸送体制を構築してまいります。加えて、深刻化する運転者不足への対応として、自動運転技術の社会実装が重要です。中部地域ではレベル4自動運転移動サービスの導入に向けた取組が進展しており、今後は大型バスやタクシー等の省人化・高品質輸送の実現を目指し、地域に根差した新たなモビリティの形を創出してまいります。地域交通は、

買い物や医療など日常生活に不可欠なサービスであり、地域の活力を支える基盤です。令和8年も、自治体・事業者・住民の皆様と共に、持続可能な交通体系の構築に向けて全力で取り組みます。

物流については、いわゆる「2024年問題」に伴う輸送力不足への懸念が広がるなか、国の「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、物流DXやモーダルシフトの推進など、関係者の皆様とともに具体的な対策を講じ、深刻な混乱の回避と物流機能の維持につなげることができました。改めて皆様のご尽力に感謝申し上げます。他方で、担い手不足や輸送力の制約は構造的課題であり、本年もその影響の最小化に向けた取組を着実に進めます。同時に、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、公共交通・物流部門におけるGX（グリーントランスフォーメーション）を推進し、運輸部門全体の脱炭素化を加速させ、地域の産業基盤を支える持続可能な輸送体系の構築を目指します。ものづくりの中核である中部地域の国際競争力を維持・強化するうえでも、物流の安定と進化は不可欠です。令和八年を新たな飛躍の年とすべく、皆様とともに課題解決に取り組み、未来に向けた強靭で環境にやさしい運輸ネットワークの実現をめざしてまいります。

以上、昨年を振り返りつつ本年の抱負を申し述べました。各種の取組がこの地域のさらなる発展へと結実し、また本年が皆様にとって充実した幸せな一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

これをもちまして、新年のご挨拶とさせていただきます。本年も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

以下では、令和8年における中部運輸局の施策の方向性について、「防災・危機管理」、「輸送の安全・安心の確保」、「地域経済を支える観光の質的向上」、「公共交通の確保・充実に

より豊かな地域づくりの推進」、及び「産業活動に不可欠な物流の効率化・円滑化」の5つを柱としてご説明いたします。

1. 防災・危機管理

(1) 災害時においては、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を被災地方公共団体等に派遣し、被災者や支援者の輸送手段の確保、緊急支援物資の管理・配達、不通となった鉄道等の代替輸送の確保に向けた調整などの支援を行っているところです。

引き続き、被災地方公共団体等への支援に万全を期してまいります。

(2) 南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、具体的な地震・津波などの被害を想定した実践的な訓練を関係事業者、地方公共団体等と繰り返し実施しているところです。災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう連携を更に強化してまいります。

(3) 交通・運輸事業者には、発災時においてもできるだけ被害の軽減と拡大を防止するとともに、業務活動の維持や早期復旧を図ることが期待されており、自然災害への対応力が求められております。「運輸防災マネジメント指針」を基に、運輸安全マネジメント評価の実施とあわせ、各種セミナー・ワークショップの開催を通じて交通・運輸事業者の取組を支援してまいります。

2. 輸送の安全・安心の確保

(1) 輸送の安全・安心の確保は、中部運輸局にとって最優先の課題であるとの認識のもと、運輸安全マネジメント制度及び監査指導を「車の両輪」として推進し、経営トップから現場まで一丸となった運輸事業者の安全管理体制の構築に寄与すべく、引き続き取り組んでまいります。

(2) 鉄道分野については、保安監査等を通じて、安全関係全般の取組状況の確認や必要

な改善を図るとともに、運転事故の多くを占める人身障害事故や踏切障害事故を防止するため、踏切保安設備等への支援や第4種踏切に一旦停止等を促すゲートや柵等の整備への支援を推進してまいります。駅の安全確保及びバリアフリーに関しては、ホームドアの設置や内方線付き点状ブロックといったハード対策に加えて、障がいのある方への声かけなど、駅係員等への教育の充実といったソフト対策を進めてまいります。

また、計画運休や輸送障害発生時においては全ての利用者への適時適切な情報提供が行われるよう各事業者の取り組みを支援してまいります。

(3) 自動車交通分野において、(一財)中部貸切バス適正化センターや各県の貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し効率的な監査・指導を行い事業の安全性を確保するとともに、飲酒運転や酒気帯び運転、点呼未実施、勤務時間等告示違反、健康診断未受診など重大な違反に対して改正した行政処分基準に基づき厳正な措置を講じ、総合安全プランに基づく運行・整備管理の徹底を図ります。

また、街頭検査による不正改造・無車検車両の取締り、整備事業者への指導監督による整備品質向上、人材不足や検査の高度化・DX化への対応、さらに運行管理者届出や整備管理者研修のオンライン化など運送事業者のDX推進を通じて、生産性向上と輸送の安全確保・事故防止に取り組んでまいります。

(4) 本年9月に愛知・名古屋にて開催される「アジア・アジアパラ競技大会」の輸送対策について、交通事業者を含む大会関係者と共に、生活交通の影響を勘案しながら、安全・円滑な輸送サービスを実現できるよう取り組んでまいります。

(5) 貸切バスの運行について、安全コストが適切に反映された運賃・料金が收受されるよう呼びかけるとともに、安全・安心な運行

を阻害する行為に対しては厳正に対応してまいります。

(6) タクシー分野について、令和7年3月の名古屋地区を皮切りに、中部管内の各運賃ブロックから運賃改定に係る申請・要請が提出されており、順次審査、公示を進めております。タクシー業界における人材不足が今後より一層深刻化することが予想される状況を踏まえ、運賃改定が運転者の労働条件改善及び輸送の安全確保に資するよう、引き続き厳正かつ迅速な対応を講じてまいります。

大型イベントの開催時やインバウンドが多数訪れる観光地等においては、輸送需要が一時的に急激に増加する状況が発生しており、その対応が課題とされております。こういった状況に対応するためにも、地域のタクシー事業者と積極的に連携を図り、タクシーによる乗合運行や営業区域外の事業者による協力運行等の様々な輸送力確保に繋がる取組を推進してまいります。

また、インバウンドの増加を踏まえ、空港・港湾、観光地等における白バス・白タク行為の排除に向けた取組を進めてまいります。

(7) 貨物軽自動車運送の需要の拡大や事故の発生状況を受け、昨年4月、貨物軽自動車安全管理者の選任や初任運転者に対する指導等の安全対策が強化されました。引き続き、貨物軽自動車運送事業者の適切な法令遵守を推進し、事故削減に努めてまいります。

(8) 自動車の検査登録手続きについては、オンライン申請システム（OSS）及び記録等事務代行の普及促進により、運輸支局等への来訪を縮減しユーザーの利便性の向上を促進してまいります。さらに、令和10年1月には、キャッシュレス・ペーパーレス化を推進することで、迅速な手続きの実現と運輸支局等の窓口の混雑緩和を図ります。こうした取組は、自動車業界における人材不足の解消につながるとともに、質の高い行政サービスを

維持するための重要な一歩となります。今後も、DX化を着実に進め、誰もが安心して利用できる検査登録手続きの実現に取り組んでまいります。

(9) 自動車の自動運転については、公共交通サービスの担い手不足が深刻化する中、運転手不足の解消等に寄与するものとして期待されており、中部運輸局管内においてもレベル4の社会実装に向けた取組が進められています。今後は、大型バスやタクシー等の省人化・高品質の輸送サービスの導入を目指し、中部地域における取組を推進してまいります。

(10) 自動車整備分野では、整備士不足が深刻化しています。このため、体験イベントの開催といった若年層へのPR活動や外国人材の受け入れ及び定着支援等により、安定した人材確保に努めてまいります。さらに、スキャンツールの導入補助や省力化投資推進プランに基づく中小企業への支援等を通じ、生産性向上を推進してまいります。

(11) 海事分野では、令和4年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故は安全対策の重要性を改めて浮き彫りにしました。こうした教訓を踏まえ、運輸局は安全対策を“重層的”に強化し、安全・安心な旅客船の運航を実現してまいります。そのため、事業者の安全管理体制の監査強化、船員の資質向上、安全設備の強化、安全情報の提供拡充、そして利用者保護の強化を総合的に進めてまいります。

また、本年4月から新たに人の運送事業を開始される事業者は、安全統括管理者および運航管理者を選任する際、資格者証を有する方を選任することとなります。この仕組みにより、事業者の運航管理体制を一層強化し、安全性の確保を図ってまいります。

3. 地域経済を支える観光の質的向上

(1) 第5次観光立国推進基本計画の方向性として、「日本の魅力・活力を次世代にも持

続的に継承・発展させる観光」を目指す姿として検討されております。

(2) 「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりの実現するため、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を活用し、各地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等が持続可能な観光地マネジメントを行えるように支援をしてまいります。

また、インバウンドの受入れと住民生活の質の確保を両立していくため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等のための受入環境整備、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じる取組を支援してまいります。

さらに、宿泊業をはじめとした観光産業の人手不足を解消するため、採用活動等の対策の支援、観光地・観光産業におけるDXの推進等、「働いてよし」の観光産業を実現するための取組を支援してまいります。

(3) 地方部へのインバウンドの誘客を推進するため、自然、文化、食、産業、スポーツ等の地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光、コンテンツの販路拡大やマーケティングの強化、在庫管理等の最適化による収益・生産性の向上等、地域の消費拡大を図る取組を支援してまいります。

また、地域における観光の消費の質を向上させるため、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業におけるモデル観光地の支援等を通じ、高付加価値旅行者の誘客強化及び高付加価値旅行者を惹きつけるコンテンツの創出などに取り組んでまいります。

(4) 観光と交通の連携を強化し、多言語対応等の利便性の向上、エリア一体となった観光客目線での二次交通を充実させる取組を支援してまいります。

また、DMOの育成・強化を通じ、まちづくりとの連携を強化し、観光が地域住民に裨

益し、観光地の持続的な発展につながっていくための取組を支援してまいります。

(5) 令和6年の日本人のクルーズ人口は22.4万人で、前年比約14%増加と好調な伸びを示している中で、令和7年7月には「2030年までに日本人のクルーズ人口を100万人」とする目標が国土交通省から発表されました。クルーズ市場のさらなる活性化が期待されることから、管内の各港と連携を図り、さらなる寄港の促進と地域の活性化を図ってまいります。

また、海・船への興味・関心をより一層高めるとともに、海事観光や海洋レジャーの市場を拡大していくための取組である「C to Seaプロジェクト」を通じ、海離れが指摘されている子どもや若者をはじめとした国民全體に対して、海事関連情報等の発信などに努めてまいります。

これらの取組を通じて、持続可能な観光地域づくりを推進するとともに、東京・京都・大阪に集中しているインバウンドを中部地域をはじめとする地方へ分散させ、観光産業の活性化と地域の魅力向上を図ってまいります。

4. 公共交通の確保・充実による 豊かな地域づくりの推進

(1) 誰もが自由に外出・移動が可能な社会の実現のため、地域公共交通の役割はより重要なっています。地域の実情に応じた輸送手段の確保は喫緊の課題であり、地方公共団体が中心となって、あらゆる輸送手段を柔軟に組み合わせ、まちづくり政策と連携しつつ地域モビリティ全体を再構築する交通政策が不可欠です。

中部運輸局では、地域公共交通計画の策定及び計画に基づく事業への支援を進めてまいります。それぞれの地域において必要とされている輸送サービスの対象や範囲等に応じてきめ細やかに対応し、地域における取組に貢献してまいります。

(2) 社会情勢やライフスタイルの変化に対応し、地域公共交通を持続可能な形で維持するため、地域交通を「リ・デザイン」していく取組を推進してまいります。具体的には、自動運転やMaaS等の「交通DX」、車両の電動化等の「交通GX」を進めつつ、「官民の共創」、「交通事業者間の共創」、「他分野を含めた共創」の「3つの共創」等を推進し、まちづくりと連携しつつ、利便性・持続可能性・生産性の向上を図ります。

(3) 中部運輸局では、地域公共交通に関する施策を担う地方自治体や交通事業者を主な対象に、学識者の講演や施策の最新情報の共有を行う「地域公共交通シンポジウム」を毎年開催しています。

昨年は「多様なモード・関係者・手法による持続可能な地域公共交通の構築」をテーマに開催し、約300名の方にご参加いただきました。引き続き、有意義な情報提供ができるよう、継続してまいります。

(4) 「ジェンダー主流化」という言葉を聞き慣れない方も多いかもしれません、あらゆる政策や事業を立案・実行する際に、男女で異なるニーズに丁寧に対応していくこととしています。これにより、男性だけ、女性だけでなく、こども、高齢者、障害者を含むすべての人々が暮らしやすい社会を実現することは、私たちの未来にとって大切な課題です。

国土交通省では、令和7年5月に大臣を本部長とするジェンダー主流化推進本部を設置し、ジェンダー主流化推進による共生施策の強化に省をあげて取り組んでいます。

(5) 令和7年6月に公表された第4次バリアフリー整備目標や関連施策のあり方等を踏まえ、一層のバリアフリー化を推進していく必要があることから、地域特性を踏ました基本構想・マスタートップランの策定を、支援・促

進してまいります。

また、目に見えない障害への対応の更なる推進のあり方や、心のバリアフリーの普及啓発にも積極的に取り組んでまいります。

(6) 鉄道事業では、鉄道事業者の経営努力だけでは維持・存続が困難な状況にある路線について、沿線自治体等地域の関係者が一丸となって利便性と持続可能性の高い地域公共交通への再構築が図ができるよう、ローカル鉄道のあり方の議論に積極的に関与するとともに、社会資本整備総合交付金等を活用し、必要な施設整備への支援を行ってまいります。

(7) 路線バスでは、地域の多様な関係者が連携・協働し、より利便性・生産性・持続可能性が高い姿へ再構築（リ・デザイン）していく取組を推進するとともに、各地で行われている人材確保の取組や、キャッシュレス決済等の交通DXによる利便性向上や経営力強化、及びEVバス導入等による環境負荷の低減を図ることにより、持続可能な公共交通の実現を目指してまいります。

(8) 旅客船では、離島住民の日常生活や地域経済を支える必要不可欠な輸送手段である離島航路の確保・維持・改善と、離島観光のアクセスとしての旅客航路事業活性化に向けて、関係自治体・協議会と連携して地域の取組を支援してまいります。

5. 産業活動に不可欠な物流の効率化・円滑化

(1) 令和3年6月に閣議決定され、今年度が計画期間の最終年度となっている「総合物流施策大綱」は、我が国の人口構造の変化、物流を取り巻くニーズの変化、輸送モードの選択肢の多様化、自動運転等の技術革新の進展等、様々な物流をめぐる環境の変化に対応するべく次期大綱策定の検討が進められており、関係機関と連携を図りながら、次期大綱で策定される施策を推進してまいります。

(2) 令和5年6月に策定された「物流革新に向けた政策パッケージ」や令和6年2月の「2030年度に向けた政府の中長期計画」等に基づき、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」、「商慣行の見直し」について、関係者と連携しながら各種施策を一層推進してまいります。

その施策の一つとして、昨年4月から順次施行されている改正物効法においては、荷待ち・荷役時間の削減、積載率の向上等の取組みの義務付けなど物流効率化のための措置などを盛り込んでおり、これらがより実効性のあるかたちで進むよう対応してまいります。

また、モーダルシフトについても、今後10年で鉄道、内航の輸送量・輸送分担率を倍増することを目指すといった目標が示されました。中部運輸局では、大型コンテナの導入支援等を通じ、環境性や安全性に優れたモーダルシフトを促進してまいります。

(3) トラック運送事業においては、昨年6月に、適切な賃金の確保によるドライバーの経済的・社会的地位の向上やトラック運送業界の質の向上等を目的とする「トラック適正化二法」が成立・公布されました。1. 許可更新制の導入、2. 適正原価を下回る運賃料金の制限、3. 委託次数の制限、4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りなどが規定され、3.と4.は本年4月1日、1.と2.は公布から3年以内の施行が予定されており、着実な実施に向け取組を進めてまいります。

また、令和5年に「トラックGメン」として創設され、翌年に改組・拡充された「トラック・物流Gメン」については、各県トラック協会の「Gメン調査員」や関係行政機関等との連携をさらに深め、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業や元請事業者に対する監視体制を強化し、労働環境の改善や取引の適正化に引き続き取り組んでまいります。

(4) 令和7年6月に、自民党海運・造船対

策特別委員会と経済安全保障推進本部が合同で、「我が国造船業再生のための緊急提言」をとりまとめて、総理大臣に提出しました。また、令和7年10月には、日米両政府が「造船についての協力に関する覚書」を締結して、両国の造船業の建造能力拡大、人材育成、共同開発等において協力関係を深めています。日本造船工業会をはじめとする業界団体からは、2035年までに建造能力を1,800万総トンに回復するための設備投資を支援する基金の創設等を求める政府への要望が提出されました。今後作成される具体的な目標や施策を盛り込んだロードマップを踏まえて、造船業の振興に取り組んでまいります。

(5) 四方を海に囲まれる我が国において、海運・造船・港湾運送などの海事産業は経済、国民生活、経済安全保障等を支える不可欠な存在ですが、高齢化や人口減少により人材確保という大きな課題に直面しています。

中部運輸局では、こうした課題に対応すべく、船員については、海技者セミナーの開催やインターンシップの実施等により、引き続き人材確保に取り組んでまいります。

港湾運送については、令和7年6月に国土交通省が策定した「港湾労働者不足対策等アクションプラン2025」の取組を通じて、港湾運送の魅力発信と人材確保、取引環境の改善、安全性向上と労働環境改善の3つを柱に、港湾物流の環境整備を含めた人材確保に取り組んでまいります。

また、海運・港湾運送・造船の業種ごとに、国土交通省・防衛省・各業界団体等の間で締結した人材確保の取組に関する申合せに基づき、関係者間でさらなる連携を図り、退職自衛官の活用等についての取組を進めてまいります。



年頭のご挨拶

愛知運輸支局長

奥田 章夫

あけましておめでとうございます。

令和8年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様には、運輸・観光行政に対するご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。本年も変わらぬご支援をいただけますよう、お願い申し上げます。

さて、昨年は国道23号線バイパス「名豊道路」が全線開通し、物流効率化や災害時の緊急輸送路としての機能強化が図られました。また、名古屋市内ではロボットタクシーを念頭に自動運転車両の定期運行が開始され、次世代の輸送サービス確立に向けた取組みがなされております。

一方で、関係業界においては、いわゆる「2024年問題」に伴う輸送力不足への懸念や、毎年のように発生する台風、豪雨など自然災害への対応など、引き続き大きな課題をかかえているものと認識しております。

愛知運輸支局では、このような状況を踏まえ、「輸送の安全・安心の確保」、「地域公共交通の確保・維持」、「運輸・整備事業の課題解決及び人材確保・育成」、「観光振興の推進」、「自動車の安全性確保と自動車検査登録手続きの利便性向上」、「防災・危機管理」について重点的に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全・安心の確保

輸送の安全・安心の確保は交通政策の基本であり、当支局が所管する自動車運送事業の最優先課題です。自動車運送事業者の皆様自

らが輸送の安全性を高めていただくことを目的とした、運輸安全マネジメント制度が本年で開始から20年を迎え、制度の普及から、制度の実効性の確保へと移行する段階にあります。これにはやはり地道な取組が重要であり、引き続き各業態の実態に即した評価を実施するとともに、各事業者の取組における好事例の展開等、制度の推進による効果の周知を図るなどし、事業者の皆様における安全風土の醸成及び輸送の安全確保に向けた環境作りを推進してまいります。

事業用自動車に係る交通事故総数については、全国的に増加傾向に転じており、事故防止が重要な課題となっています。また、運転者の健康状態に起因する事故も増加しており、各自動車運送事業者における日頃からの管理体制の維持がますます重要となっております。これらに対応するため、自動車運送事業者に対する監査を推進するほか、改善基準告示の遵守状況に重きをおいた愛知運輸支局と愛知労働局との合同監査の実施、(一財)中部貸切バス適正化センター及び愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導、運行管理者講習等により、法令遵守の徹底を図ってまいります。

さらに、「事業用自動車総合安全プラン2025」及びこれに基づき中部ブロック事業用自動車安全対策会議において策定した「事業用自動車総合安全プラン2025中部ブロック取組計画」は今年度が取組の最終年となり、取組の総括及び新たなプラン並びに取組計画の策定が予定されています。引き

続き運行管理業務の高度化の推進や健康起因事故防止、飲酒運転防止対策の徹底させること等により、事業用自動車が起因する重大事故を防止する取組を推進してまいります。

2. 地域公共交通の確保・維持

誰もが自由に外出・移動が可能な社会の実現のため、地域公共交通の役割はより重要なっています。

国土交通省では、社会情勢やライフスタイルの変化等に対応し、地域公共交通を持続可能な形で維持するため、地域の関係者による連携・協働、自動運転やMaaS等の交通DX、車両の電動化等の交通GXなど地域公共交通のリ・デザインを進めております。また、令和6年7月に立ち上げた国土交通大臣を本部長とする「交通空白」解消本部においては、全自治体を対象とした調査により判明した全国約2,500の「交通空白」地区を解消するため、令和7~9年度を集中対策期間と定め、関係者に対する伴走支援、情報・知見の提供、十分な財政支援など、国による総合的な後押しを強化しております。

愛知運輸支局においても、県内自治体の首長を訪問して意見交換を行い、地域公共交通の現状や課題、ご要望等の把握に努めてきたところです。引き続き、集中対策期間において「交通空白」地区の解消に取り組むとともに、複数の自治体や交通事業者による共同化・協業化の推進など、地域公共交通のリ・デザインに資する取組を積極的に支援してまいります。

3. 運輸・整備事業の課題解決及び人材確保・育成

自動車運送業界は、「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働の上限規制の強化が実施されたことにより、運転手の労働環境の改善が期待される一方で、いわゆる「2024年問題」に伴う輸送力不足が懸念されましたが、国の「物流革新緊急

パッケージ」をもとに、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しなどの具体的対策と、運送契約締結時の書面交付等、新たな規制的措置を講じたこともあり、大きな混乱も無く、物流機能の維持につなげることができました。改めて皆様のご尽力に感謝申し上げます。しかしながら、少子高齢化の進展もあり、輸送力不足の懸念が完全に解消された訳ではありません。荷待ち時間の短縮等については運送事業者のみならず、荷主を含む運送に関わる様々な関係者の理解や協力が必要不可欠であることから、今後も様々な機会を通じて情報発信し、取組への理解・浸透を図る必要があります。

愛知運輸支局では、「ホワイト物流推進運動」、「働きやすい職場認証制度」の推進及び荷主・運送事業者に向けた啓発セミナー等の積極展開などに加え、荷主・物流事業者を対象として昨年4月以降に法改正説明会を県内各地で実施するとともに、「トラック・物流Gメン」として適正化事業実施機関が新たに設けた「Gメン調査員」等を追加し体制を充実させ、プッシュ型情報収集や荷主訪問等の各種取組を推進しており、引き続き荷主等関係者への周知・浸透と監視体制の強化を着実に実施してまいります。

また、物流産業と同様に担い手の不足が深刻な課題となっている公共交通業界についても、若者や女性が活躍しやすい環境の整備や、県下の各ハローワーク等との連携による就職セミナーへ継続的に取組むとともに、「新たな担い手を発掘する」という観点から、防衛省や関係団体と連携して、退職予定の自衛官に対し、運転体験会や職場体験会等を実施することにより、運輸・整備事業全体の魅力についてPRを行ってまいります。

自動車整備業界においても、産官学が連携し設立された「愛知自動車整備人材確保・育成連絡会」を通じ、高等学校訪問や小・中学生を迎えての職場体験、児童に整備事業を身近に感じてもらうための「こども自動車整備

士」といった取組を通じ、自動車整備士の魅力を伝えるなどして整備人材の確保・育成に努めてまいります。

4. 観光振興の推進

現在、第5次観光立国推進基本計画の策定が政府で議論されております。インバウンドはコロナ禍から大きく回復し、過去最高を上回る勢いで伸びてますが、一部の地域に集中するなどの課題も見られるため、新計画においては、地方部へのインバウンド誘客やDMOの体制強化、観光地・観光産業の強靭化、消費拡大、インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立、観光と交通・まちづくりの連携強化など、観光が持続的に発展していく姿が示される予定となっております。

中部運輸局においても、新計画に沿って地域への支援をしっかりと取り組んでいくとともに、持続可能な観光地域づくり、高付加価値旅行者を惹きつけるコンテンツの創出、観光資源の磨き上げ、外国人旅行者の受入環境整備等について、関係者と連携して取り組んでまいります。

5. 自動車の安全性確保と

自動車検査登録手続きの利便性向上

衝突被害軽減ブレーキをはじめとした先進安全自動車については、年々普及し、加えて機能の追加・高度化が進んでおり、交通事故の防止に大きな効果が期待されます。また、自動運転については、運転者を配置しない「レベル4」での自動運転移動サービスが開始されるなど実証実験を中心とした取組により着実に技術が進展しており、自動運転技術の社会実装による交通事故削減及び公共交通システムの維持につながることを期待しています。さらに、自動車をはじめとする輸送用機械の脱炭素化の流れが加速しており、電動化の推進および合成燃料をはじめとするカーボンニュートラル燃料の実用化に向けた取組が

期待されております。

自動車の高度化・複雑化により、自動車整備事業の役割をますます重要なものとなり、これに対応するため、昨年7月に自動車整備士の制度が改正されるなど、自動車整備事業全体のアップデート化が推進されています。また、高度化した自動車を安全・安心に使用するためには、適時適切な点検・整備が必要不可欠であり、毎年9月及び10月の点検整備推進運動をはじめとする各種啓発活動についても関係団体と連携し取り組んでまいります。

自動車検査・登録業務のDX化については、ICタグを内蔵し電子化された車検証の交付が開始されてから3年が経過し、登録自動車においてほぼすべての車検証が電子化されました。これにより、指定自動車整備事業者の各事業場で継続検査の手続きが完結し、自動車ユーザーの利便性と事業者の生産性向上に資する「記録等事務代行サービス」を導入していただく環境が整ったことから、一層の普及促進を図ってまいります。

これらをはじめ、OSSのさらなる導入促進への取組等、今後も自動車検査・登録業務のDXを推進してまいります。

6. 防災・危機管理

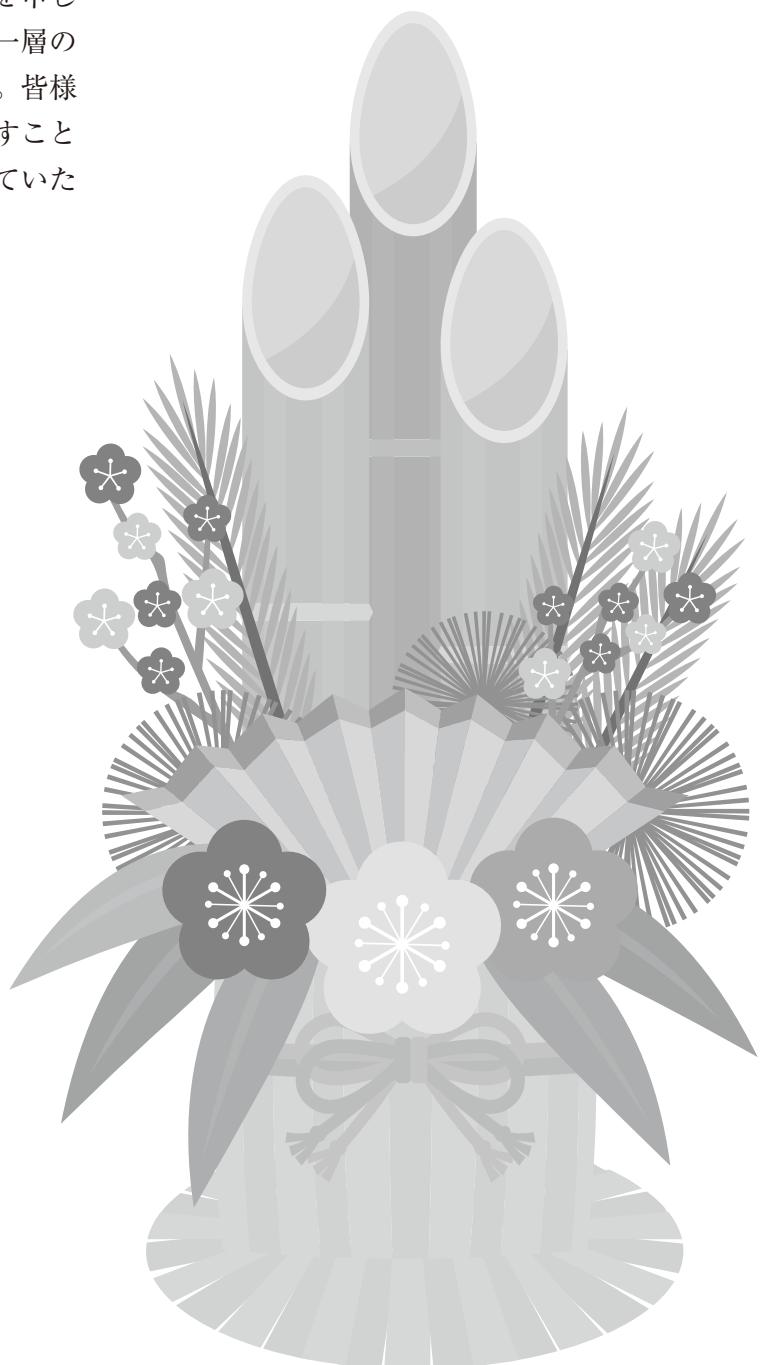
昨今の地球温暖化などの影響により、集中豪雨や台風襲来など相次ぐ自然災害によって、多くの地域で甚大な被害が発生しています。昨年7月には、カムチャツカ地震の発生により愛知県沿岸に津波警報が発令されたことから、避難区域となった豊橋事務所を閉庁いたしました。今後とも、運輸支局・自動車検査登録事務所では、自治体が発令する災害警戒レベルによって、業務継続の判断を早急におこない、来庁者等の人命確保を最優先に努めてまいります。

また、自然災害時における輸送の確保、活動の維持、早期回復のための防災力の向上を目的とした「運輸防災マネジメント」を確実

に推進すべく取組を強化してまいります。

平時より南海トラフ巨大地震や台風による自然災害などに備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応ができるよう、実践的な防災訓練を実施するなど、応急時の体制強化に努めるとともに、発災時における情報収集、代替輸送の確保等に迅速に対応できるよう関係機関とも連携した体制整備の強化に努めてまいります。

以上、愛知運輸支局の取組の方向性を申し述べましたが、今後とも皆様方のより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。皆様にとりまして輝かしい良い年となりますことを心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。





新春のご挨拶

愛知労働局長

小林洋子

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。令和8年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の日頃からのご理解とご協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

愛知の労働行政を取り巻く情勢ですが、令和7年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.23倍となっています。求人者からハローワークに人手不足といった声が相変わらず届いており、求人が求職を上回って推移していることから、基調として改善の動きは継続していますが、物価上昇等が雇用に与える影響について幅広い産業の動向把握に努めています。

運送業界においては、令和6年4月より時間外労働の上限規制、さらに自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が施行されております。

一方、人手不足やドライバーの高齢化などの課題がある中、運送業界の働き方改革を推進し、法令遵守を図るため、「長時間にわたる荷待ち時間や無理な到着時間の設定等」について、労働基準監督署から発着荷主等に対して、配慮（長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること等）を要請する取組を継続して進めています。

運送事業は、日本経済の基盤である物流を支える重要なライフラインです。大変重要な産業である運送事業を持続可能なものしていくには、ドライバーをはじめとした運送事業に従事する方の賃金や労働時間などの労働条件を改善していくことが、結果的に人材確保につながっていくものと考えております。

また、愛知労働局では令和7年度の重点課題として、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援」、「人材確保支援、リ・スキリングの推進」及び「多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組」を3つの柱として掲げ、施策に取り組んでおります。

特に「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援」については、昨年10月18日より、愛知県最低賃金は過去最大63円引上げの時間額1,140円となったことで、物価上昇を上回る持続的な賃上げの定着に向け、引き続き、賃上げしやすい環境整備に取り組んでまいります。

なかでも、中小企業がニーズに沿った支援策を十分に活用できるよう、厚生労働省だけでなく中小企業庁の各種助成金等を盛り込み、労務費の価格転嫁指針とあわせてまとめた愛知局版「賃上げ」支援助成金パッケージの周知・利用勧奨を行ってまいります。

さらに、安全で健康に働くことができる環境づくりについては、引き続き、長時間労働の抑制及び基本的労働条件の枠組みや管理体制の確立を図るため、監督指導の徹底を図るとともに、安全衛生管理を経営課題として捉え、リスクアセスメントのプロセスを通じて、安全のみならず、生産性や品質、環境などの向上を一体的に管理する「安全経営あいち®」を推進してまいります。

結びに、本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

愛知県警察本部長

佐 藤 隆 司

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、御家族ともども令和8年の穏やかな新春をお迎えになられたことに心よりお慶び申し上げます。

また、旧年中は交通安全活動をはじめ、警察行政の各般にわたり格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、皆様方のお力添えを賜りながら、交通死亡事故の抑止に向けて様々な対策を展開してまいりましたが、多くの尊い命が交通事故により失われました。

昨年の交通死亡事故の傾向を見てみると、横断歩行者等妨害等や速度超過に起因する交通事故など、ドライバーの交通ルールに対する規範意識の低さが窺われる交通事故が多く発生しました。

また、年齢層別では高齢者の割合が依然として多く、当事者別では歩行者や自転車の交通事故が前年と比較して減少したものの、歩行者や自転車の法令違反が認められる交通事故も発生しました。

県警察では、こうした状況を重く受け止め、本年も「交通死亡事故の抑止」を最重要課題の一つに掲げ、諸対策に取り組んでまいります。

本年は、4月1日から道路交通法の一部改正により、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入され、自転車利用者に対する交通ルールの遵守が一層求められることとなります。

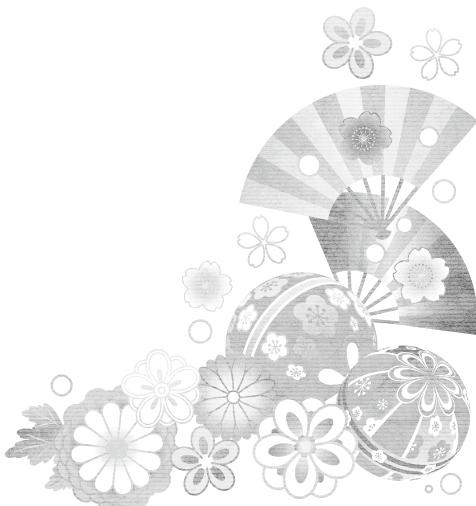
また、秋にはアジア・アジアパラ競技大会が当県で開催され、国内外から多くの大会関

係者や観光客等が訪れることが予想され、より一層の安全で円滑な交通環境の確保が求められているところです。

しかしながら、交通事故は誰もが当事者となるおそれのある身近な問題であり、安全な交通社会を実現するためには、道路を利用する全ての人が交通安全意識を高め、安全な交通行動を実践することが重要であると考えております。

世界一安全な道路交通を実現するためには、自治体や皆様方をはじめとする交通関係団体と一体となって諸対策を推進することが重要でありますので、皆様方におかれましても、道路を利用する全ての人が安全な交通行動を実践することができるよう、更なる取り組みをお願いします。

結びに、本年が皆様方にとりまして幸多い年でありますよう祈念申し上げまして、新年の御挨拶とします。





年頭所感

公益社団法人全日本トラック協会
会長

寺岡洋一

令和8年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年6月、前任の坂本克己最高顧問の後任として全日本トラック協会の会長に就任しました。昨年は私個人にとっても、そしてトラック運送業界にとっても激動の年だったといえるでしょう。

まず、昨年4月には「改正物流法」（新物流効率化法、改正貨物自動車運送事業法）が施行され、5月には「取適法」（製造委託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等の防止に関する法律）が成立し、今年1月1日から施行されました。そして、6月には「トラック適正化二法」（改正貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律）が成立しました。また11月の与野党合意により、今年4月1日に軽油引取税の暫定税率が廃止されることになりました。軽油引取税の暫定税率廃止に伴い、運輸事業振興助成交付金の維持に向け、超党派による議員立法で先の臨時国会に「運輸事業振興助成法改正案」（運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案）が提出されました。令和13年3月31日までの5年間、現行の交付金制度が維持される内容となっています。

トラック適正化二法の成立や運輸事業振興助成法改正案の国会提出に至ったのは、国会議員の先生方や国土交通省をはじめとした関係省庁及び労働組合のご理解はもとより、業

界の皆様が一致団結して必死に汗を流してきた結果だと考えております。改めて、業界の皆様方のご尽力に心より御礼申し上げますとともに、運輸事業振興助成法改正案の早期成立に向け、引き続き関係の皆様のご理解・ご協力お願いいたします。

トラック適正化二法では、改正貨物自動車運送事業法のなかで、①トラック運送事業の許可について5年ごとの更新制の導入、②国土交通大臣が定める「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、③再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化、④違法な白ナンバートラックの利用を禁止し（罰則付）、荷主等に対しては是正指導も実施——などを盛り込んでいます。

また、この事業法を担保するための「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」（新法）は、①基本方針の策定、②法制上の措置等、③物流政策推進会議——を柱としています。トラック適正化二法で示された内容が実現した暁には、業界を取り巻く景色が一変するのではないかと感じています。

全ト協では、私が委員長を務める、本件に特化した「トラック適正化二法対策委員会」を新たに立ち上げ、昨年8月27日に第1回委員会を開催しました。第1回委員会では、委員会設立の意義と経緯について説明した上で、「改正事業法の全面施行まで3年。業界の健全な発展に向けて、本日お集まりの皆様が一致団結して、全面施行に向けて精一杯取

り組んでいきたい」と決意を述べました。

今年4月には、「委託次数の制限」と「違法な白トラに係る荷主等の取り締まり」が施行され、続く第2段階は、公布後3年以内に施行とされており、令和10年春頃になると思われますが、ここから「許可更新制度」と「適正原価の遵守義務」が施行することになります。

全ト協では今後も、国交省と強く連携しながら、トラック適正化二法の全面施行に向けて準備を進めてまいります。

燃料価格をはじめとする輸送コスト上昇分や、ドライバーの労働条件改善を進めるための原資については、荷主に対して適切に運賃・料金として転嫁していくことが基本であり、トラック運送事業者が適正な運賃・料金を收受できる環境を整備することが重要であると考えます。そうした中で高騰する輸送コストや人件費等の上昇分を荷主に転嫁できていない運送事業者が少なくありません。荷主からコスト上昇分を運賃・料金として適正に收受できなければ、運送事業者の多くが持続可能な事業経営を行うことができなくなります。一方で、車両価格について、アルミや半導体等原材料費の高騰、あるいは安全や環境性能向上のための装備が増えることなどによって価格が高騰しており、全ト協として車両価格の高騰問題についてもしっかりと対応してまいります。

さらに昨年9月、軽油価格カルテルの疑いで公正取引委員会により石油販売会社に対し、犯則調査が行われました。大変遺憾なことであり、全ト協としては、徹底的な事実解明と厳正な対処を求めるとともに、公取委の動向を注視し適宜対応を図ってまいります。

現在、国交省では、トラック適正化二法で規定された適正原価の算定に向けた準備が進められております。適正原価という指標を国に示していただくことは大変ありがたいこと

であり、法的根拠のある適正原価が導入されることで、荷主が運送事業者に対して不当な運賃で輸送を依頼することへの大きな抑止力になることが期待されます。

一方、適正原価の算定にあたっては、現在、国交省において、全事業者を対象に実態調査を実施しており、本調査では全国のトラック運送事業者から原価構造等のデータを提供いただく必要があります。会員事業者の皆様には必ず回答をお願いいたします。

併せて、全ト協では、適正原価の実効性を高めるとともに、運送事業者が適正な運賃・料金を收受できる環境の整備を進めるために、国交省をはじめとした関係省庁と連携し、独占禁止法や取適法における取締りや指導の強化、令和6年11月に体制が強化されたトラック・物流Gメンによる情報収集や荷主等による悪質な行為に対する是正指導の強化等を通じて、輸送コスト上昇分やドライバーの待遇改善に向けた原資を確保できるような取引環境の整備に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

昨年4月に施行された改正物流法では、荷主や物流事業者等に対し、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮、積載率の向上等に資する取り組みを行う努力義務を課しているほか、元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付けるとともに、荷主およびトラック運送事業者等に対し、運送契約締結時の書面交付等を義務付けています。

さらに、本年4月から、一定規模以上の荷主に対して、物流統括管理者（CLO）の選任、中長期的な計画の作成や取り組み状況の報告等が義務付けられます。取り組みの実施状況が不十分な場合は、勧告・命令が実施されることとなります。

これらにより、物流業界の多重下請構造を是正し、実運送事業者の適正な運賃收受を図っていくことになります。

全ト協では、改正物流法を解説する会員事業者向けホームページを開設したほか、実務者向けに法改正の内容を分かりやすく解説する動画を公開するなど、会員事業者の理解促進に取り組んでいます。

また、運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が運送事業者と荷主の双方に義務付けられたことを受けて、全ト協では会員事業者が荷主との運送契約を円滑に、かつ効率的に締結できるよう、「運送申込・書面化アプリ」を開発し、デジタル化対応が進んでいない中小運送事業者に無償で提供しています。

併せて、全ト協では国交省と連名でリーフレットを作成し、事業者や荷主に向けた広報活動を展開するなど、業界全体で発信力を高め、改正物流法の周知徹底に努めたいと考えています。

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を展開しなければなりません。

しかしながら、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数は令和6年よりも減少しているものの、依然として多い状況にあります。また、根絶すべき事業用トラックによる飲酒事故も依然として発生しているほか、大型車による車輪脱落事故も発生しています。

国交省では、令和7年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」に代わる次期総合安全プランの策定に向けた準備を進めています。全ト協では、次期総合安全プランを受けて策定する次期「トラック事業における総合安全プラン」に基づき、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ります。会員事業者の皆様におかれましては、今一度基本に立ち返

り、緑ナンバーの自信と誇りをもって安全運行の徹底に努め、安全・安心な輸送の確保をお願い致します。

気候変動をもたらす地球温暖化防止のため、全ト協では2050年のカーボンニュートラルを目指し、「トラック運送業界の環境ビジョン2030」を定めています。本ビジョンのメイン目標として、トラック運送業界全体の2030年のCO₂排出原単位を2005年度比で31%削減することを掲げ、環境対応車導入促進助成事業や「トラックの森」づくり事業などの取り組みを引き続き推進してまいります。また、「黄金のペットボトル」など社会問題化するゴミのポイ捨て問題についても、業界全体の意識の向上を図るために、会員事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフルайн」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線での計画的な道路整備の推進が必要です。

道路を使用するドライバーの労働環境改善の観点から、暫定2車線区間の4車線化やミッシングリンクの解消、渋滞対策の推進、高速道路のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）などにおける駐車スペースの整備・拡充など、多くのトラック運送事業者の輸送効率化に繋がる道路整備の推進が求められます。また、トラック輸送は国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手であることから、運送事業者にとって利用しやすい高速道路料金水準が求められます。

全ト協では全国道路利用者会議と連携して、我が国の生産性を向上させ、成長力および国際競争力を強化するため高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、重要物流道路の整備推進など幹線ネットワークの強化を国交省等に働きかけていきます。また、高速道路料金について、利

用に応じた料金制度としつつ、運送事業者向け割引の継続を強く求めていきます。さらに、ドライバーの働き方改革や生産性向上、カーボンニュートラル推進を図るため、利用者目線での渋滞対策の実施、道の駅などの休憩施設の機能強化、中継物流拠点の整備および交通結節機能の強化などを求めていきます。

SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設は、労働関係法令の遵守およびドライバーの労働環境改善のためになくてはならない必要な施設であることから、全ト協では、SA・PA、道の駅における大型車および特大車用の駐車スペースや休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、引き続き国交省等に対して要望活動を行っていきます。

我々トラック運送事業者の願いは、エッセンシャルワーカーとして物流の現場で日々奮闘しているドライバーに、夢や希望、誇りを胸に、「我々が日本のくらしと経済を支えている」との熱い思いをもちながら、日々仕事をしてもらうことに他なりません。

多くの運送事業者が荷主等に対して果敢に運賃・料金交渉を行い、適正運賃・料金を收受することで、ドライバーの地位向上と労働条件の改善が図られるとともに、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与するのです。

スピード感をもちながら重点的に解決していかなければならない課題は、地域によって温度差があり様々です。私は、「業界内の風通しを良くしていくこと」も非常に重要であると考えています。会員事業者の皆様方から、様々な課題を全ト協に対し積極的にご提供いただくとともに、全ト協としては、そうしたお声に真摯に耳を傾け、「会員ファースト、業界ファースト」で業界の健全な発展に資する諸施策を強力に推し進め、個々の事業者の持続的な成長に繋げていきたいと考えております。

会員事業者の皆様方のますますのご発展とご健勝、ならびにご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



第8回 常任理事会

第4回 理事会

令和7年12月17日（水）10時30分から
愛知県トラック総合会館 4階 第5会議室で開催

(審議事項)

1. 総務委員会からの答申について

(1) 近代化基金融資申込み推薦の可否について（11月分）

議長は、財務部財務課 柴田課長に指示し、資料（総審議1）につき説明させた。

(答申事項)

1. 第15回ポスト新長期規制適合車導入に係る融資推薦の申込みについて

11月 — 4件 74,530千円 —

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

(2) 近代化基金運営要領の一部変更について

議長は、財務部財務課 柴田課長に指示し、資料（審議1(2)）につき説明させた。

(答申事項)

融資決定までのスピードアップを図るため、融資に係る事業計画の適確性に関する判断を専務理事に委任できるものとし、公募の周知方法を機関誌からホームページへ変更したい等、近代化基金運営要領の一部変更を行いたい。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

2. 研修事業運営委員会からの答申について

議長は、研修部 成田部長および田中次長に指示し、資料(審議 2) につき説明させた。

(答申事項)

1. 令和 8 年度 事業計画（案）について

(1) 一般研修内容・研修受講料等について(案)

各種研修の見直しや、新たに「フリー走行利用（月 1 回）」および「支部ごとのカスタマイズ研修（土曜日）」を導入する。研修受講料については、昨今のコスト増等を踏まえた設定とするが、会員価格は引き続き助成を適用し安価に設定する。

(2) 資格認定講座(物流安全管理士・物流大学校)について(案)

物流安全管理士講座（第 30 期）については、講義日数を 1 日追加して全 12 日間とし、カリキュラムを拡充する。また、部下への指導法として要望の多い「ハラスメントにならない叱り方（アンガーマネジメント）」や、「後退事故防止対策に特化した実技研修」を新たに追加する。

物流大学校講座（第 34 期）については、グループワークを充実させるため、1 日完結ではなく 2 日間にわたるスケジュールを設定し、より深い議論や実践的スキルの習得を目指す。また、「特定技能外国人雇用の実情」や「物流企業の企業価値評価」に関する講義を新たに追加し、経営幹部候補者にとって時流に即した内容としたい。

(3) 運行管理者講習・運行管理者試験対策講座について(案)

基礎講習 9 回、一般講習 30 回の開催を計画。出張一般講習の開催地として、新たに弥富市、常滑市、岡崎市、西尾市、新城市での開催を予定し、利便性を向上させる。

試験対策講座については、これまでの「1 日完結の過密スケジュール」を見直し、「試験的に 1 日制から 2 日間開催」へ変更する。「平日＋平日プラン」と「平日＋休日プラン」を設定し、受講者のワークスタイルに配慮した構成としたい。

(4) 適性診断について(案)

初任診断における非会員や外国人受診者の増加、軽貨物等の法改正に伴う需要増に対応するため、受診定員を増員し、大口受診や特定技能外国人への柔軟な対応を行う。

2. 研修用車両代替に伴う資金積立計画(案)について

現在の研修車両（14 台）が導入から約 10 年経過し老朽化していること、および大型・中型免許における AT 限定免許の新設や普及に対応するため、計画的な車両更新を行いたい。

単年度予算での購入は財政的負担が大きいため、新たに「車両積立基金」を設立する。愛知県との協議により、車両売却益の基金への繰り入れが認められたため、これを原資の一部とし、毎年交付金等から一定額を積み立てる。代替計画及び資金計画に沿って、順次代替を進めいく。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

3. 広報・労働委員会からの答申について

議長は、企画広報部企画広報課 林課長に指示し、資料(審議 3) につき説明させた。

令和 8 年 2 月 15 日に Aichi Sky Expo で開催予定の「トラック Fes2026」について、はたらく トラック大集合、VR 体験、中日ドラゴンズOBによる野球教室、レゴランドコラボ、BOYS AND MEN ステージ等の企画を実施したい。これに先行し、12 月 13・14 日にはイオンモール常滑にて プレイイベントを行った。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

4. 入退会の承認について

議長は、総務部総務課 鈴木課長に指示し、資料(審議 4) につき説明させた。

入会 5 事業者 / 退会 5 事業者

令和 7 年 12 月 17 日時点 総会員数 2,700 事業者

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

(報告事項)

1. 定款 23 条に基づく業務報告について

議長は、中川専務理事に指示し、資料(報告 1) につき報告させた。

令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における、理事会、常任理事会、各委員会等の開催状況および審議・報告内容について報告した。

2. 適正化事業巡回指導結果等について

議長は、適正化事業部適正化事業課 鈴木課長に指示し、資料(報告 2) につき報告させた。

令和 7 年度上半期（4 月～9 月）において、685 社の巡回指導を実施した。D・E 評価の重点化対象事業者については、改善指導や再巡回を進めている。また、トラック G メン調査員による荷主へのヒアリングや啓発活動等の実績について報告した。

3. 交通事故情勢について

議長は、業務部 露木部長に指示し、資料(報告 3) につき報告させた。

【県内事故】(令和 7 年 11 月)

集計数	月 計			年 計		
種別	件 数	負傷者数	死 者 数	件 数	負傷者数	死 者 数
発生率	2,211	2,579	15	22,292	26,058	99
前年比	-79	-140	4	204	7	-27

【事業用トラック】(令和 7 年 11 月)

	件 数(月)	死者数(月)	件 数(年)	死者数(年)
事 業 用	0	0	6	6
会 員	0	0	6	6
第一原因	0	0	6	6

4. 西三支部 清掃活動の開催報告について

議長は、業務部支部事業課 小原課長に指示し、資料(報告 4) につき報告させた。

令和 7 年 11 月 28 日に新東名高速道路 岡崎サービスエリアにて清掃活動を実施した。会員事業者、NEXCO 中日本、関係者含め多くの方が参加し、大型車駐車場周辺や緑地帯等のゴミ拾いを行い、回収量は 370kg (70L 袋換算で 80 袋分) となった。

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。

新 入 会 員

支部	名 称	所 在 地	代表者	車両数			電 話
				大	中	小	
第三	(株)山春商事	〒455-0813 名古屋市港区普進町186番地 グラン・コート荒子川公園Ⅱ 207号	山本 忠史	3	1	1	(052)304-8750 FAX 383-8606
第三	(株)大翔運輸	〒455-0847 名古屋市港区空見町37-1	大平 孝	15	2	1	(052)746-7660 FAX 746-7661
尾東	アンデス物流(株) 名古屋営業所	〒486-0923 春日井市下条町1-14-1 403号	東阪 勝彦	0	7	0	(0568)37-0260 FAX 37-0270
尾西	(株)エクスプレス1	〒498-0066 弥富市楠3丁目13-1	田中 新吾	10	3	0	(0567)68-5111 FAX 68-5001
西三	(株)マジタケ	〒444-0051 岡崎市本町通1丁目3番地	間島 猛司	0	4	1	(0564)25-6690 FAX 25-6780

退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
第一	日章運輸(株)	名古屋市西区
第三	(株)丸玉運送名古屋	名古屋市港区
尾西	(有)愛河興業	犬山市
尾西	(株)徳永商店	愛西市
西三	名城運輸(有)	西尾市

会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
令和7年11月28日	事業者住所 連絡先住所	第一	株式会社TEAMS	
			額田郡幸田町大字六栗字前無2-2 コカ・コーラボトラーズジャパン (株)内	石川県金沢市桜田町1-1
			444-0122	920-0057
			額田郡幸田町大字六栗字前無2-2 コカ・コーラボトラーズジャパン (株)内	石川県金沢市桜田町1-1
令和7年12月3日	代表者	第一	鬼頭運輸倉庫株式会社 中野 雄太	中野 康雄
令和7年12月3日	代表者	第一	大池運送株式会社 大池 光治郎	山下 雄範
令和7年11月5日	代表者 事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	第二	山陽自動車運送株式会社 名古屋支店 高田 裕文	
			丹羽郡大口町上小口2丁目177番	隅田 育宏
			480-0141	小牧市新小木1-40
			丹羽郡大口町上小口2丁目177番	485-0074
			0587-50-2836	小牧市新小木1-40
			0587-50-2837	0568-76-0255
				0568-76-0257
令和7年11月5日	代表者	第三	株式会社山村組 山村 朱伸	山村 博伸
令和7年11月26日	代表者	第四	株式会社エムシーサービス 宇佐美 潔	森部 治彦
令和7年11月10日	代表者	尾東	タイカワ運輸株式会社 名古屋営業所 大崎 真	中塙 義紀
令和7年12月1日	連絡先住所	尾東	株式会社SGプランニング 485-0044	485-0044
			小牧市常普請1-127	小牧市郷西町1-1 新栄重機内 1階
令和7年12月10日	代表者	尾東	株式会社ダイユー物流 久永 忠秀	久永 辰夫
令和7年11月13日	代表者 連絡先住所	尾西	東洋商事株式会社 名古屋営業所 並木 智木	
			484-0894	櫻井 雅章
			犬山市羽黒池ノ向12-1	352-0011
				埼玉県新座市野火止8丁目14番9号
令和7年12月10日	代表者	尾西	ヤマミ運輸有限会社 山内 陽三	山内 淳三
令和7年11月4日	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	知多	株式会社アスリートトラフィック 常滑市墺星45	半田市宮本町五丁目303番地の1
			479-0022	475-0925
			常滑市墺星45	半田市宮本町五丁目303番地の1
			0569-84-1314	0569-47-8933
			0569-84-1314	0569-47-8944
令和7年11月19日	事業者名 事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	知多	株式会社シュウエイ 知多郡武豊町字向陽3丁目1番地	有限会社シュウエイ
			470-2357	知多郡美浜町美浜緑苑1-14-9
			知多郡武豊町字向陽3丁目1番地	470-3232
			0569-84-3103	知多郡美浜町美浜緑苑1-14-9
			0569-72-3762	0569-87-3110
				0569-87-3110
令和7年11月4日	事業者住所 電話番号	西三	株式会社森下商会 豊田市田中町1丁目134-12	安城市里町高根243番地
			0565-30-2394	0566-95-5644
令和7年11月21日	代表者 事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	西三	株式会社やまひろ運輸 牧野 篤人	小山 晃一
			西尾市西幡豆町黒松82	西尾市吉良町乙川白浜75
			444-0703	444-0512
			西尾市西幡豆町黒松82	0563-32-0906
			0563-65-6697	0563-62-6621
				0563-32-0018
令和7年12月5日	代表者	西三	石部運輸倉庫株式会社 名古屋営業所 廣井 和磨	武田 健吾
令和7年12月10日	FAX番号	西三	ヤマナ運輸株式会社 0564-58-7531	0564-54-6931

会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
令和7年11月18日	代表者	東三	山三石油運輸株式会社 小野寺 信夫	米花 立美
令和7年11月18日	事業者住所 連絡先住所	東三	株式会社アイ・エイチサービス 豊橋市問屋町15-6 441-8086 豊橋市問屋町15-6	豊橋市牟呂市場町23-4 441-8088 豊橋市牟呂市場町23-4
令和7年11月20日	代表者 事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	東三	有限会社前田運送 前田 俊彦 豊川市御油町池田21番地1 441-0211 豊川市御油町池田21番地1 0533-87-0153 0533-87-0154	前田 次義 豊川市新道町2丁目58-2 442-0878 豊川市新道町2丁目58-2 0533-84-0425 0533-84-0457
令和7年12月2日	代表者	東三	株式会社伊藤運送 伊藤 賢二	伊藤 勝美
令和7年12月9日	連絡先住所 電話番号 FAX番号	東三	神野臨海株式会社 441-8132 豊橋市南大清水町字元町178-2 0532-21-6270 0532-21-6260	441-8075 豊橋市神野ふ頭町2 0532-31-4452 0532-32-2145

第33期 物流大学校講座 修了式

令和7年12月9日(火)中部トラック総合研修センターにおいて、第33期物流大学校講座の修了式および成績優秀者の表彰を行い、64名の修了者は、(公社)全日本トラック協会認定の「物流経営士」資格を取得されました。

■今期修了者数

64名／累計 1,770名

■物流経営士

全国累計認定数 2,473名

■成績優秀者

【全日本トラック協会長賞】

大日運輸株式会社 江島 佑典 様

出席率・修了論文・試験の結果により最も優秀な成績を認められた江島様に、
(公社)全日本トラック協会
理事長 重田 雅史 様より授与されました。



【中部運輸局長賞】

大宝レックス株式会社 田川 祐多 様
名鉄急配株式会社 金子 顕士 様
東岐運輸株式会社 大矢 導男 様
東岐運輸株式会社 岡部 亮方 様
株式会社マイシン 高橋 秀一郎 様
中部運輸局 自動車交通部 部長 古橋 靖弘 様
より5名の方に授与されました。



【愛知県トラック協会長賞】

東洋メビウス株式会社 芝本 正臣 様
カリツー株式会社 中園 暢仁 様
有限会社ナルカワキャリー 生川 裕馬 様
アキタ株式会社 三島 さおり 様
名鉄急配株式会社 亀谷 克利 様
青木会長より5名の方に授与されました。



修了者の皆様、おめでとうございます

物流大学校講座のあゆみ

～物流と経営を総合的に学ぶ、日本で唯一の総合物流講座～

物流業界の第一線で活躍している実務経験者・学識経験者・物流経営士を講師として、法律、財務、経営、労務、経営戦略、人材育成手法など経営者にとって必要とされる知識及び技術を学びました。

4/15 開講式 第33期 物流大学校講座 開講式



この日から8ヶ月間、共に学ぶ仲間との顔合わせ以降、休憩時間などに皆さん積極的に交流されていました。



グループワークでは仲間と一緒に問題に取り組み、より仲が深まりました。



第
33
期

今年度も3回目の講義後(5月)に、サイプレスガーデンホテルにて懇親会を開催しました。

「まだ話せていなかった方とゆっくり話せた。」

「受講生の皆さんと距離がぐっと縮まった。」

とのお声をいただきました。

最優秀賞である全日本トラック協会長賞を授与された
大日運輸株式会社 江島 佑典様に物流大学校講座を終えての感想をお聞きしました。

この度は、素晴らしい賞をいただきまして、ありがとうございます。講義では、物流や財務、労務などの専門知識に加え、変革期である現在の最新動向や今後の法改正についても深く学ぶことができました。何よりの財産となったのは、第33期の仲間の存在です。グループワーク等を通じ、共に学び、現場の悩みや課題を共有し、切磋琢磨し合えたことで、強い絆を築くことができました。この貴重な出会いを与えてくださった皆様に心より感謝申し上げます。今後もこの繋がりを大切に、物流経営士として業界の発展に貢献できるよう日々精進してまいります。



第34期生お申込みは2月2日 9:00～愛ト協 HP にて公開

愛ト協 第14回 省エネ走行競技会開催

令和7年12月6日(土)中部トラック総合研修センターにて、愛ト協「第14回省エネ走行競技会」を開催し22社40名の選手に参加をいただきました。

競技は、大型部門と中型A(6.5t)・中型B(4t)・準中型合同の2部門を行い、燃料消費量・走行時間・省エネ走行技術と法規走行で競い、日頃の成果を存分に発揮され白熱した競技会となりました。



各部門の入賞者は下記の通りです。おめでとうございます。

表彰受賞者

【大型部門】

優 勝	中京陸運株式会社	水 谷 大 様
準優勝	レンゴーロジスティクス株式会社	川 合 道 男 様
第3位	丸五運送株式会社	成 瀬 博 保 様

【中型A・中型B・準中型合同部門】

優 勝	名古屋陸送株式会社	平 田 敏 之 様
準優勝	岡崎通運株式会社	山内 ヴァキネル フェレイラ 様
第3位	岡崎通運株式会社	竹 辺 千 真 様

中部タンクトラック部会

○潮見町清掃活動

経営研究委員会（富田委員長）は、令和7年12月8日（月）に潮見町発展協議会からの要請で、市道潮見1号線の北端から南端までの歩道の清掃活動を行いました。 （部会参加者20名）



支部だより ➤

01 立哨活動 ➤

支 部	開 催 日	場 所	内 容
尾 東	12月5日	小牧南スポーツセンター	小牧部会 一斉大監視活動
尾 東	12月9日	バロー城山店	瀬戸旭・守山部会 ライト・オン&飲酒運転根絶キャンペーン



小牧南スポーツセンター



バロー城山店



2025年度Gマーク 愛知県内で485事業所が認定



(公社)全日本トラック協会は、12月16日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の評価を決定し、愛知県内の事業所で新規・更新を合わせた485事業所が認定されました。

愛知県内のGマーク認定事業所数は1,939事業所となり、県内の全事業所数（5両未満事業所を除く）の41.3%になりました。(2025年12月16日現在)

新規申請	初回更新	2回目更新	3回目更新	4回目更新	5回目更新	合計
68 事業所	69 事業所	91 事業所	92 事業所	99 事業所	66 事業所	485 事業所

Gマーク認定後の大切なお知らせ

1.会社名、営業所の名称や住所を変更した場合、(公社)全日本トラック協会に対し届出が必要です。
届出を行わないと、「更新のご案内」ハガキが届かない場合がありますのでご注意ください。

【提出書類】

- ①登録事項変更届出書（全日本トラック協会HPからダウンロード）
- ②愛知県運輸支局に提出した届出書類の写し
- ③Gマーク認定継続に係る自認書（譲渡譲受、統合、分割等があった場合のみ）

【提出先】

下記の宛先にご提出ください。

※愛知県外の営業所については、当該営業所が所在する各都道府県トラック協会に提出してください。

2.印字点呼を実施している場合、認定番号が変わりますので、再度運輸支局へ報告書を提出してください。

新規取得にチャレンジしませんか？

愛知県における2025年度の新規申請件数は73事業所で、今回68事業所が認定されました。(認定率93.2%)まだGマークを取得していない事業者（事業所）におかれましては、社内の交通事故防止と輸送の安全管理が徹底されている、安全な運送会社の「証」として、2026年度の新規申請を是非ご検討ください。



ご不明な点は、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。 Gマーク制度の概要は[こちら↑](#)

お問い合わせ ☎ 467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6 愛知県トラック総合会館5F
(一社) 愛知県トラック協会 適正化事業部 TEL: 052-746-4865

有効期限が過ぎたGマーク認定ステッカーの貼付にご注意ください！

令和7年度 第3回

適正化事業フォローアップ研修会 新規許可事業者研修会

開催にあたって

本研修会は、これまで新規許可事業者及び巡回指導時の評価が一定の基準にある事業者を対象として実施してまいりましたが、今回は対象事業者以外の皆様にもご参加いただける研修会といたしました。

行政の取組や、運行管理上必要となる知識及び管理方法のポイント等を学べる機会として開催いたします。

3部構成で分かりやすく解説

第1部（約1時間）

- ①中部運輸局 愛知運輸支局 輸送監査担当・保安担当
中部運輸局管内における行政の取り組み及び
監査方針や処分事例等について

第2部（約1時間）

- ②愛知労働局 労働基準監督部 監督課 特別司法監督官
労働基準監督署の活動及び
労働基準関係法令や健康管理について

第3部（約1時間）

- ③愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関
貨物運送事業者として必要な書類作成及び
運行管理のポイントについて

開催概要

【日時】
2026年2月20日(金)
13:00～16:30

【場所】
愛知県トラック総合会館6階
(名古屋市瑞穂区
新開町12番6号)

※オンラインでの視聴の場合は配信当日までに視聴用URLをメールにてご案内いたします

【参加費】
無料

※別途ご案内しております当該研修会対象事業者につきましては、かならず来場によりご参加ください。
※通信状況等により配信が行えない場合はご了承ください。
※内容につきまして当日変更となる場合がございます。



本研修は、会場参加とオンライン配信を組み合わせた「ハイブリッド形式」で開催いたします。会場のお席には限りがございますので、参加をご希望される場合は、お早めにお申し込みください。

参加・視聴をご希望の方は愛ト協HP  よりお申込みください。

また、QRコードからも申込フォームにアクセスいただけます

※会場の収容人数の関係上、会場参加をご希望いただいた場合でも、
やむを得ずオンライン聴講へ変更をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

愛ト協HP <https://ssl.aitokyo.jp/>

申込締切 2026年2月6日（金）



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お問い合わせ
愛知県トラック協会 適正化事業部
TEL: 052-746-4865
受付時間：平日 8:45～17:15

適正化事業部からのお知らせ

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 巡回指導実施状況について

(集計期間：令和07年10月～令和07年12月)

1.巡回件数

通常	新規（新規参入）	新規（その他）	特別（乗務時間）	特別（その他）	個別指導	合計
303件	15件	47件	1件	0件	0件	366件

2.総合評価内訳

A	B	C	D	E	その他	合計
258件	70.5%	69件	18.9%	26件	7.1%	366件

※評価は、「適」・「否」・「判定不可」を付けた項目数を母数として、そのうち「適」の占める割合で次のとおり評価する。

A : 90%以上 B : 80%以上90%未満 C : 70%以上80%未満 D : 60%以上70%未満 E : 60%未満

F（その他）：指導項目が26項目以下

※重点項目に「否」がある場合は、総合評価を1段階引き下げた判定となる。

3.指導項目別調査結果

重点項目	調査事項（全38項目）		指導件数 (順位)
I. 事業計画等			
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか		4	
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか		7	
(3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか		9	
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か		4	
(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か		3	
(6) 届出事項に変更はないか（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等）/本社巡回のみ		0	
(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか		0	
(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか		0	
II. 帳票類の整備、報告等			
(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか		1	
(2) 自動車事故報告書を提出しているか		0	
(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか		8	
(4) 車両台帳が整備され、適正に記入されているか		2	
(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか/本社巡回のみ		21	7
III. 運行管理等			
(1) 運行管理規程が定められているか		0	
◎ (2) 運行管理者が選任され、届出されているか		2	
(3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか		28	4
(4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか		0	
◎ (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、適正に管理しているか		14	9
(6) 過積載による運送を行っていないか		0	
◎ (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か		29	3
(8) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か		0	
(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か		4	
(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か		10	
◎ (11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか		24	6
◎ (12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか		67	1
◎ (13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか		40	2
IV. 車両管理等			
(1) 整備管理規程が定められているか		0	
◎ (2) 整備管理者が選任され、届出されているか		4	
(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか		25	5
(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか		1	
◎ (5) 定期点検基準に基づき適正に点検整備を行い、記録簿等が保存されているか		10	
V. 労基法等			
(1) 就業規則が制定され、届出されているか		1	
(2) 36協定が締結され、届出されているか		11	
(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）		0	
◎ (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか		21	7
VI. 法定福利			
(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか		1	
(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか		8	
VII. 運輸安全マネジメント			
(1) 運輸安全マネジメントの実施は適正か		14	9

令和7年度 運行管理者等指導講習 開催案内

一般講習・基礎講習



開催日	会場
【出張一般講習】 令和8年 2月 6日 (金)	愛知県トラック総合会館 6階 大会議室 (名古屋市瑞穂区新開町 12-6)
【一般講習】 令和8年 2月 26日 (木)	中部トラック総合研修センター ホール (みよし市福谷町西ノ洞 21-127)
【基礎講習】※3日間 令和8年 3月 11日 (水) ~ 13日 (金)	中部トラック総合研修センター ホール (みよし市福谷町西ノ洞 21-127)
【一般講習】 令和8年 3月 18日 (水)	中部トラック総合研修センター ホール (みよし市福谷町西ノ洞 21-127)

講習時間 9:30 ~ 16:30 (講習時間は、会場により若干前後します。)

受講料 【一般講習】愛ト協会員： 2,000円 左記以外： 7,700円

【基礎講習】愛ト協会員： 11,000円 左記以外： 15,400円

・定員に達した時点で募集終了となります。ご了承ください。また、研修センター以外の講習会場では昼食はついておりません。

運行管理者試験対策講座 開催のご案内

運行管理者試験（貨物）を受験される方を対象として、貨物自動車運送事業法等の各法令に関する要点を学び、過去に出題された問題にチャレンジしながら、実践的に学んでいただくカリキュラムです。お申込みをお待ちしています！

開催日時 ①令和8年1月31日 (土)、 ②令和8年2月10日 (火)

開催場所 中部トラック総合研修センター 多目的ホール
(みよし市福谷町西ノ洞 21番地 127)

講習時間 8:00 ~ 17:30 (昼食付きの講座です)

受講料 愛ト協会員： 5,500円 (税込)

その他： 11,000円 (税込) ※おつりの無いようにご用意ください。

○申込は予約システムをご利用ください！

「愛知県トラック協会」で検索 または→

○スマホで予約・変更が可能です。請求書などはWEBで確認ができます。

受講者に受講票のPDFを送信、当日はスマホで受付ができます。



【問合せ先】

(一社) 愛知県トラック協会 研修部 TEL 0561-36-1010

交通死亡事故発生状況(12月31日現在暫定数)

1. 発生状況

集計名	月計			年計		
	種別	件数	負傷者数	死者数	件数	負傷者数
発生数	2,509	2,883	13	24,796	28,939	112
前年比	91	112	-2	290	117	-29

2. 都道府県別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	全国
都道府県	神奈川	東京	北海道	埼玉	千葉	
年計	139	134	129	125	122	2,547
前年比	30	-12	25	12	-9	-116

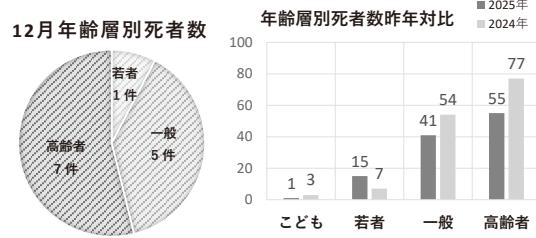
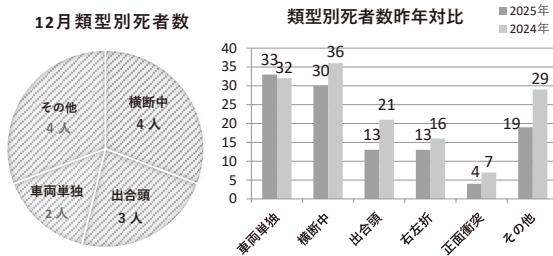
※愛知県: 7位

3. 類型別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	その他
類型別	車両単独	横断中	出合頭	右左折	正面衝突	
年計	33	30	13	13	4	19
前年比	1	-6	-8	-3	-3	-10

4. 年齢層別死者数

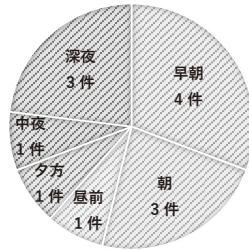
区分	こども 0~15歳	若者 16~24歳	一般 25~64歳	高齢者 65歳以上
年計	1	15	41	55
前年比	-2	8	-13	-22



5. 時間別死者数

区分	早朝	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	前夜	中夜	深夜
	4~6時	6~9時	9~12時	12~16時	16~18時	18~22時	22~00時	00~4時
年計	10	17	15	15	12	18	7	18
前年比	-8	3	-9	-5	-2	-11	2	1

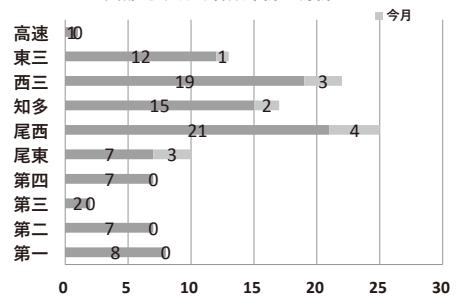
12月時間別死者数



6. 支部地域別死者数

地域	名古屋				尾張		知多		三河		高速
	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三		
支部	8	7	2	7	10	25	17	22	13	1	
年計	-5	0	-4	2	2	1	-5	-2	-10	-8	
前年比	0	0	0	0	3	4	2	3	1	0	
支部月計	24	35	17					35	1		
地域年計	0	7	2					4	0		
地域月計											

支部地域別死者数年計・月計



7. 愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	令和7年12月		令和7年計		令和6年12月		令和6年12月累計		令和6年計	
	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数
事業用	3	3	9	9	3	3	15	15	15	15
会員※	3	3	9	9	2	2	7	7	7	7
第一原因※	2	2	8	8	0	0	3	3	3	3

※事業用の内数。第一原因数は事故調査の進捗により、変更になる場合があります。

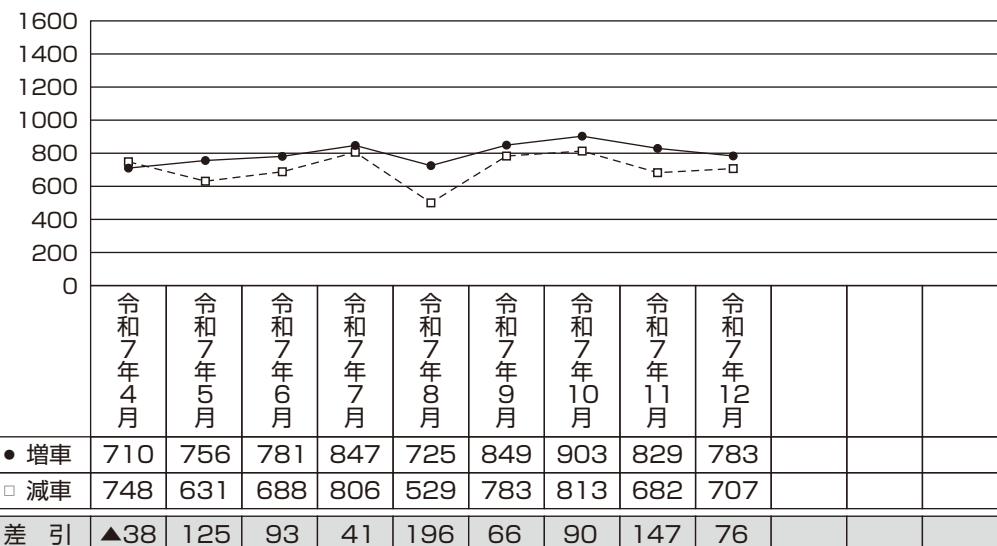
ご安全に!



一般貨物自動車の増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

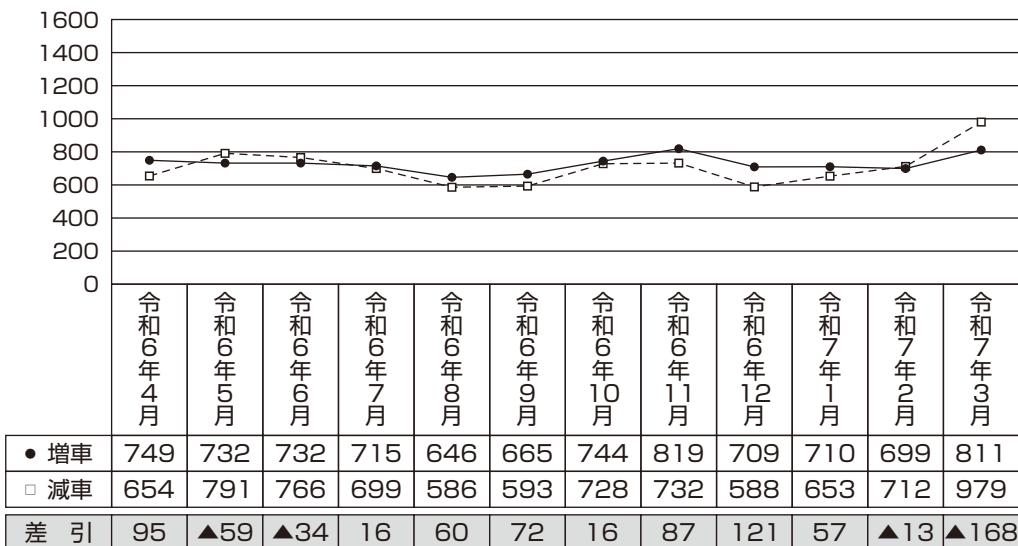
令和7年12月の増減車



令和7年度増減車(12月)

増 車	7,183両
減 車	6,387両
差 引	796両

令和6年4月～令和7年3月の増減車



令和6年度増減車(4月～3月)

増 車	8,731両
減 車	8,481両
差 引	250両

軽油価格調査 (愛ト協調べ)

12月末調査

単純集計

(単位:円)

購入形態	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
価格	136.0	117.4	108.9	136.5	103.0	73.3	119.8	100.7	83.5	136.5	108.8	73.3

月間購入量別集計

購入形態	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低									
30kℓ未満	136.0	128.7	123.5	101.9	91.9	73.3	98.9	91.2	83.5	136.0	105.5	73.3
30~50kℓ未満	115.5	112.4	109.2	102.6	102.5	102.4	—	—	—	115.5	109.6	102.4
50~100kℓ未満	—	—	—	136.5	120.7	104.8	119.8	119.8	119.8	136.5	120.4	104.8
100kℓ以上	108.9	108.9	108.9	105.2	102.4	99.5	—	—	—	108.9	104.5	99.5

月間購入量別集計

支払期限	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30日未満	136.0	120.5	108.9	136.5	114.4	101.9	—	—	—	136.5	117.9	101.9
30~60日未満	123.5	115.0	109.2	102.6	95.6	73.3	119.8	100.7	83.5	123.5	104.3	73.3
60日以上	—	—	—	105.2	105.2	105.2	—	—	—	105.2	105.2	105.2

*上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。

なお消費税は含まれておりません。

軽油価格の推移

(単位:円)

調査年月	スタンド			ローリー			カード		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
令和6年 11月	140.0	121.5	104.4	132.0	113.0	108.7	126.7	122.3	113.8
12月	141.0	122.6	115.6	134.0	114.4	110.8	135.0	123.6	116.1
令和7年 1月	145.0	129.5	120.6	138.7	118.9	113.7	140.0	131.2	119.7
2月	147.0	134.1	123.1	139.0	119.8	114.7	159.0	134.7	121.6
3月	149.0	133.0	123.2	142.0	122.1	116.1	144.0	135.9	123.8
4月	151.0	135.7	127.7	148.0	123.4	118.5	146.0	133.5	125.2
5月	147.0	130.6	117.6	142.0	116.6	108.6	162.6	133.8	121.1
6月	139.0	122.1	110.6	139.2	110.1	104.3	135.0	124.8	119.8
7月	142.5	123.9	114.3	149.0	112.9	107.5	138.0	125.5	115.4
8月	144.0	124.3	112.2	152.0	115.1	107.6	154.6	136.9	118.6
9月	144.0	127.4	115.4	150.1	112.3	78.4	132.4	120.0	87.5
10月	173.0	128.9	113.6	144.0	112.0	104.9	127.2	121.9	115.2
11月	141.0	122.4	106.7	141.5	108.9	77.2	151.6	118.1	86.7
12月	136.0	117.4	108.9	136.5	103.0	73.3	119.8	100.7	83.5

*上記は軽油引取税を含んだ金額です。また、消費税は含んでいません。

*こちらの情報はあくまで暫定値のため、正確な情報はWEBにてご確認ください。

支 部 行 事

1
月

名古屋第一支部

- (16日) 新年交通安全祈願(水曜会)
- (28日) 支部役員会

名古屋第二支部

- (30日) 役員会

名古屋第三支部

- (8日) 五社巡り 成田講
- (15日) 西4区パトロール
- (20日) ゼロの日立哨活動
- (29日) 新年懇親会 青年部会
- (30日) ゼロの日立哨活動

名古屋第四支部

- (16日) 中村会 交通安全活動(柳橋交差点)
- (21日) 中村会 新年懇親会

尾東支部

- (16日) 尾東支部新年賀詞交歓会

尾西支部

- (9日) 第一班 役員会及び新年会
- (16日) 特積部会 新年会
- (21日) 第二班 合同セミナー及び新年会
- (21日) 第三班 新春セミナー及び新年会

知多支部

- (15日) 第2回 コンプライアンス研修
- (18日) 豊明市 安心安全フェス
- (24日) 常滑協力会 新年交通安全祈願

西三支部

- (6日) 岡崎部会、岡崎警察署 感謝状贈呈式
- (16日) 刈谷部会、役員会
- (19日) 西尾部会、役員会
- (21日) 豊田部会、役員会・定例会・新年懇親会
- (22日) 安城部会、役員会
- (23日) 碧南部会、碧南警察署 感謝状贈呈式
- (26日) 西尾部会、安全講話

東三支部

- (30日) 東三支部新春セミナー及び懇親会

12月中の活動状況

海上コンテナ部会（山本部会長）

○実務委員会（葛島実務委員長）

月 日：令和7年12月17日（水）

場 所：木材会館

内 容：街頭指導及び会議

- 1) ターミナルコンテナ取扱量について
- 2) ターミナル部会 違反パトロール調査について（11月分）
- 3) コンテナ清掃・洗浄問題改善プロジェクトについて
- 4) 令和8年度 新規入会について
- 5) 今後の日程について

○コンテナ清掃・洗浄問題改善プロジェクト会議（山本部会長）

月 日：令和7年12月17日（水）

場 所：木材会館

内 容：1) コンテナ清掃・洗浄問題改善に向けた施策について

○西部臨海工業地帯安全輸送協議会（葛島実務委員長）

月 日：令和7年12月18日（木）

場 所：西部臨海地区内・木材会館

内 容：1) 蟹江警察署からの報告
2) 愛知運輸支局からの報告
3) 名古屋国道事務所からの報告
4) 名古屋港埠頭からの報告
5) 愛知県トラック協会からの報告

○コンテナ清掃・洗浄問題改善プロジェクト会議（山本部会長）

月 日：令和7年12月24日（水）

場 所：名海運輸作業株 弥富輸送センター

内 容：1) コンテナ清掃・洗浄問題改善に向けた施策について

青年部会 12月会議・委員会開催状況

■ 三委員会合同委員会 (12月11日)

- ・第2回次世代育成【AIツール実践セミナー】について(企画)
- ・新年交通安全祈願及び賀詞交歓会について(事業)
- ・第2回研修事業【裁判傍聴体験会】について(研修) など

■ 第8回 三役会・理事会 (12月17日)

- ・グッドラーニング利用状況について〔報告〕
- ・新年交通安全祈願及び賀詞交歓会について
- ・入退会について
- ・第2回次世代育成【AIツール実践セミナー】について
- ・第2回研修事業【裁判傍聴体験会】について など

■ 第2回 会員交流事業【会員家族交流会】 (12月21日)

- ・e-Sports 家族会2 (コミュファ eSports Stadium NAGOYA)

令和8年2月の活動予定

第10回事業委員会

第9回研修委員会

第10回企画委員会

第10回三役会・理事会

(公社)全日本トラック協会青年部会 全国大会(2/13)

企画委員会事業 第2回次世代育成【AIツール実践セミナー】(2/21)

○ 青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、20歳～50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。また、部会員相互の情報交換、交流等を密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し事業に役立てています。

青年部会 会員募集中！



【問合せ先】

愛知県トラック協会青年部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12番6号 愛知県トラック総合会館2階

《TEL》052-228-4423 《Eメール》 ata-seinen@aitokyo.jp



愛知県トラック協会

女性部会員募集のお知らせ



当協会の女性部会では、各種セミナー・交流会・交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。また、全国ブロック組織として全日本トラック協会 女性部会 中部ブロック協議会(愛知県・岐阜県・静岡県・福井県・三重県)があり、他県の女性組織との交流を深めるため、年1回 研修会・親睦会も開催しています。



女性部会では、一緒に活動していただける方を募集しています。
お気軽にお問い合わせください。

- 代表者： 部会長 宮司順子（伍洋運輸株式会社）
- 加入メンバー： 女性経営者・女性幹部社員など 31名
- 年会費： 12,000円

【問合わせ先】 愛知県トラック協会 女性部会 事務局
名古屋市瑞穂区新開町12-6 愛知県トラック総合会館 2階
《TEL》 052-228-4423 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp
《HP》 <https://ssl.aitokyo.jp/section/woman/> (愛ト協HP内)

愛知県トラック協会 会員企業様

クラウド採用支援サービス “Entry Pocket” のご案内

エントリー ポケット

Entry Pocket は

求人～採用までを一元管理できる採用ご担当者様のためのサービスです

▼TOPページ



▼求人ページ



エンポケ

Entry Pocket 実現可能な主要3ポイント

POINT
1

求人の掲載・募集

※アカウントだけ取得もOK

大手求人サイト「マイナビ」と提携した求人ページに求人原稿を無料で掲載し募集いただけます。原稿はフォーマットに沿って入力するだけで、簡単に作成できます。

POINT
2

応募者管理支援

応募～採用までの応募者の動きを管理することができます。メール送信やステータス管理・メモ機能などで、採用管理業務を支援します。

POINT
3

効果測定

レポートを自動作成し、応募や閲覧数など多角的に出稿状況を分析できます。応募者の個人情報は応募を受付した参画事業者のみが閲覧可能となっており、協会側でも確認できませんので、プライバシー対策も万全です。

【お申込み・お問い合わせ】

掲載ご希望の事業者様は愛ト協ホームページ
(https://ssl.aитokyo.jp/truckaichi_form/) よりお申込み下さい。

愛知県トラック協会
企画広報部 企画広報課

TEL : 0561-65-3600
FAX : 0561-65-3677

※連絡や会社・求人情報提供等は基本メールで行います。メールアドレスは必ずご記入ください。



2,000社以上のお客様と
支え合って50年！

運送事業者のみなさま トラックの保険なら中交協が 絶対オススメです！

中交協マスコットキャラクター
ちゅうの助



理由その1

納得のいく共済掛金！

割引制度が充実しているから、掛金が割安。また、新規加入契約時に損害保険会社の優良割引がある方は一定の条件により、準用することもできます。

優良割引

契約車両数により

最高65~75%割引

一括契約割引

該当する共済種類ごとに

3%割引

継続契約割引

継続契約の際、同数以上の契約で共済種類ごとに

2%割引

全車両契約割引

事業用車両を全車両(90%以上)契約する場合

3%割引

多数契約割引

共済種類ごとに契約車両数により

1%~10%割引

自賠責共済セット割引

当組合の自賠責共済契約がある対人共済から

2%割引

*割引には一定の諸条件がございます

理由その2

事故を起こさないためのサポートが充実！

豊富な事故防止サービスで事故の根絶につとめています。

■適性診断の実施 ■講習会の開催 ■各種補助制度 ■各種表彰制度 など

理由その3

組合員様のニーズに合った商品が選べる！

交通共済事業の他にも自賠責共済や、交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し、組合員皆様のリスクマネジメントをトータルに行っていきます。

相手方への補償

対人共済

対物共済

運転者・搭乗者の補償

搭乗者傷害共済

お車の補償

車両共済

その他の補償

自賠責共済

損害保険
代理店業



お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。

中部交通共済協同組合

営業部 営業1課 TEL(052)715-5103・TEL(052)715-5104

営業部 営業2課 TEL(052)715-5101・TEL(052)715-5102

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

詳細は、
ホームページへ

中交協

www.chukkyo.jp



スマホにも
対応しています！



豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

〒440-0886 豊橋市東小田原町48番
セントラルレジデンス 202号



19000684